

# 2月は 猫の適正飼養月間

知っちゃった?



※この情報はSNSでシェアしてもかまいません。 #鹿児島県猫の適正飼養推進月間

正しい飼い方で、猫と人に優しい鹿児島を。



## ①室内で飼いましょう。

交通事故や猫同士のケンカ、感染症などから猫を守りましょう。また、ふん尿や鳴き声、ゴミを荒らすなど、周囲の方への配慮も飼い主の責任です。周囲への迷惑は、猫嫌いの人も増えてしまうので、猫のためにもなりません。



## ②不妊・去勢をしましょう。

飼い猫に子供が生まれたら、その先の子供たちに責任はとれますか？1匹のメス猫から子猫が生まれ、1年後は合計20匹以上になることも。不妊・去勢をすることは、病気の予防やストレスの軽減、マーキング行為の減少というメリットもあります。



## ③所有者明示をしましょう。

開いたドアや窓から脱走したり、突然の災害で行方不明になることも考えられます。連絡先を書いた迷子札を首輪につけたり、マイクロチップを施すことで、飼い主の元に戻ることができます。

■ 問合せ先：県庁生活衛生課 ☎ 099(286)2788 FAX：099(286)5562  
動物愛護センター ☎ 0995(44)6301  
鹿屋保健所 ☎ 0994(52)2133

## ○ お済みですか？自動車の住所等の変更手続き

引っ越しや結婚などで住所や氏名が変わったときは、納税通知書を確実にお届けするためにも、次の手続きを行ってください。

○ **変更登録**：必要書類については、鹿児島運輸支局、または奄美自動車検査登録事務所にお問い合わせください。

○ **住所や名前などの変更届け出**：鹿児島地域振興局自動車税課へ電話やはがき、県ホームページからの電子申請で届け出をしてください。

届け出用のはがきは、納税通知書に同封されているほか、県の各地域振興局・支庁、各市町村役場にも備えてあります。

■ 問合せ先：鹿児島運輸支局登録部門 ☎ 050(5540)2089  
鹿児島地域振興局自動車税課 ☎ 099(261)5611